

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 浜口 誠 君

問1(対大臣) 政府は、2020年に実施した実態調査で、フリーランスを462万人と試算しているが、本法案で、保護の対象となるフリーランスは、462万人の内、何人ぐらいになるか。

はまぐちまこと

浜口 誠 議員のご質問にお答えいたします。

本法案の保護対象についてお尋ねがありました。

1. フリーランスの方を対象に、令和3年に、内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査によれば、フリーランスのうち特定の事業者から委託等を受けて仕事を行うものは、約59.0%です。
2. 本法案の保護対象となるフリーランスについて正確な数字を申し上げることは困難ですが、令和2年に内閣官房において実施したフリーランス実態調査によるフリーランスの試算人数の462万人に、先ほど申し上げた59.0%を単純に掛け合わせると、約273万人となります。

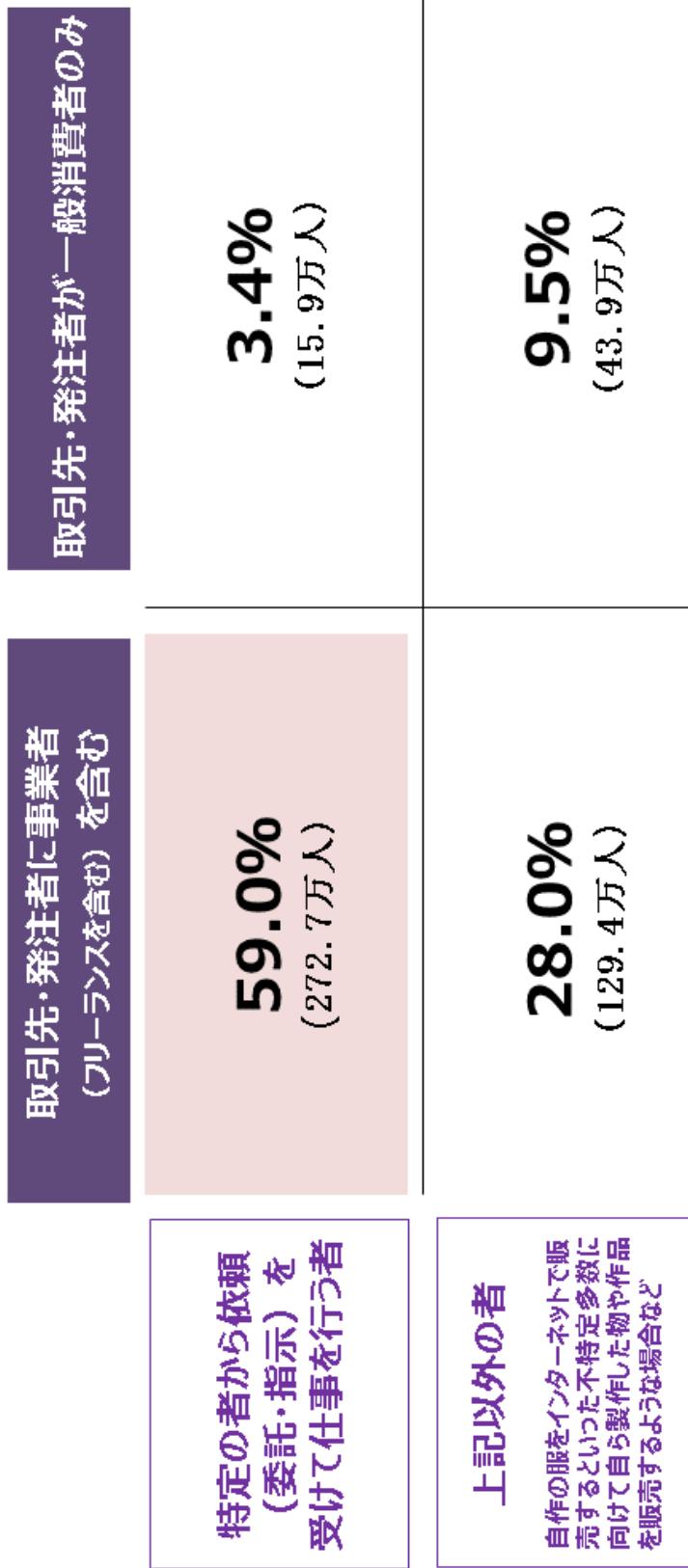
※ フリーランスの人数を試算した令和2年の政府の実態調査では、フリーランスのうち特定の事業者から業務を受託する個人の割合を把握できいため、令和3年に追加的に実施した調査結果の割合を用いて仮に算定した数字。

※ 調査における「フリーランス」は、令和2年及び令和3年ともに、①自身で事業等を営んでいる、②従業員を雇用していない、③実店舗を持たない、④農林漁業従事者ではない者を対象としている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道
連絡先 役所 ■■■■■ (内線：■■■) 携帯■■■■■

フリーランスの属性分布

(参考1) フリーランスの属性分布（出所：2021年に内閣官房が関係省庁と共同実施したアンケート調査及び2020年内閣官房「フリーランス実態調査結果」(2020年調査)を基に作成。）



（出所）フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査（2021年調査）、2020年内閣官房「フリーランス実態調査結果」（2020年調査）を基に作成。

〔注1〕割合は、2021年調査における、「あなたの仕事は、取引先・発注者から、依頼（委託・指示）などを受けて行うものですか。」「單一回答」「あなたが仕事の就業形態及びあなたの仕事の就業形態をお答えください。」「複数回答」「單一回答」「あなたが仕事の就業形態及びあなたの仕事の就業形態をお答えください。」「單一回答」（単一回答）という設問への回答を集計。小数点第2位を四捨五入して計算しているため、全体を足し算しても100%にならない点に留意。

〔注2〕括弧内の人數は、2020年調査によるフリーランスの試算人數の462万人に、2021年調査への回答から集計した取引先との関係でみた属性分布の割合を乗じて算出。小数点第2位を四捨五入して計算しているため、全体を足し算しても462万人にならない点に留意。

フリーランス実態調査の概要

1. 調査目的：国内のフリーランスの実態把握
2. 調査手法：Webモニターを用いたインターネット調査により実施。
3. 調査対象：15歳以上75歳未満の調査回答者
4. 調査時期：2020年2月10日～3月6日（※）
(※) 小学校等に対し臨時休校が要請された2月27日より前に回答した者が76%、2月27日以降に回答した者が24%。
5. 回答状況：スクリーニングした就労者等の回答数：144,342サンプル
うちフリーランス：9,392サンプル
うち本調査に最後まで回答したフリーランス：7,478サンプル

(参考3) 令和2年実態調査② 類似調査との比較

内閣官房による統一調査と類似調査との比較

内閣官房による統一調査 (関係省庁連携)	内閣府	中小企業庁	厚生労働省
対象	「フリーランス」 「フリーランス相当」	「フリーランス」	「雇用類似の働き方の者」
	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ⑤業務の委託を受けている ⑥事業者が直接の取引先 ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③個人事業主等で店主ではない ④農家や漁業者ではない ⑤業務の委託を受けている ⑥事業者が直接の取引先 ※法人の経営者を含む
フリーランスの試算人数	462万人 (本業 214万人／副業 248万人)	341万人 (本業 178~228万人／副業 112~163万人) ※なお定義の違いにより306~341万人と幅をもって推計	472万人 (本業 324万人／副業 148万人) ※①～④に該当する者を試算したもの
サンプル	144,342人	50,000人	62,415人 18,377人
調査期間	2020年2月10日～3月6日	2019年1月28日～3月4日	2019年1月11日～1月31日 2019年1月15日～2月21日
調査主体	日本経済再生総合事務局	内閣官房 (経済分析担当)	リクルートワークス研究所 (独) 労働政策研究・研修機構

(参考4) 令和3年追加調査（アンケート調査）

令和3年追加調査（アンケート調査）の概要

1. 調査内容：フリーランスについて、その取引実態を幅広く調査するとともに、特にトラブルを経験したフリーランスにおける、取引先事業者の概要、取引類型、書面交付の状況、トラブルの内容等について実態を把握。
2. 調査主体：内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁の4省庁共同で実施
3. 調査手法：インターネットを通じたオンライン調査
(2021年7月20日から2021年8月20日まで実施)
4. 調査対象：フリーランス (※)
(※) 実店舗はなく、雇人もしない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く。）。
5. 回答数：フリーランスの回答数（7,188サンプル）
その他自営業主の回答数（4,249サンプル）

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 浜口 誠 君

問2(対大臣) 保護の対象となるフリーランスに該当するかどうかは、誰が判断するのか、またその判断基準は、明確で分かりやすく示していくことが必要と考えるが、所見を伺う。

保護の対象となるフリーランスに係る判断基準についてのお尋ねがありました。

1. 本法案では、「業務委託の相手方である事業者で従業員を使用しないもの」を「特定受託事業者」と定義し、この法案において保護対象となるフリーランスの範囲を明確化しています。
2. 業務委託の相手方となるフリーランスが「特定受託事業者」に該当するかどうかについては、まずは、業務委託を行う発注事業者が判断することになりますが、本法案の適用に当たって、最終的な判断を行うのは、本法案の主管省庁である公正取引委員会等となります。
3. 業務委託の相手方が「特定受託事業者」に該当するかどうかを発注事業者が適切に判断できるよう、公正取引委員会のガイドライン等において、その判断基準を分かりやすくお示したいと考えています。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 令和5年4月5日 衆・内閣委員会 議事録（抜粋）

○浅野委員 ・・・また、国も、相談体制を整備して、フリーランスからの相談に対応する責務を有しておりますが、ちょっと気になっておりますのは、保護の対象となるフリーランス、特定受託事業者の方が、自らが保護の対象ですよ、自らが特定受託事業者であるということを証明する必要がある場合も想定されます。これを自分で幾ら言っても、認めてもらえるかどうかというところが懸念点でありますと、誰がそれを判断するのかということを伺いたいと思います。答弁よろしくお願ひします。

○岩成政府参考人 お答えいたします。特定受託事業者であることにつきましては、まずは、特定受託事業者に業務委託を行うこととなる特定業務委託事業者又は業務委託事業者が判断することとなりますけれども、本法案の運用に当たって最終的な判断を行うということになりますと、法案の所管省庁である公正取引委員会等が判断をするということになります。
行政庁としては、特定業務委託事業者又は業務委託事業者が取引の相手方が特定受託事業者かどうかというのを適切に判断できるよう、判断基準等については、ガイドライン等の形で対外的にもお示しすることとしたいというふうに考えております。

(参考2) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (抜粋)

(定義)

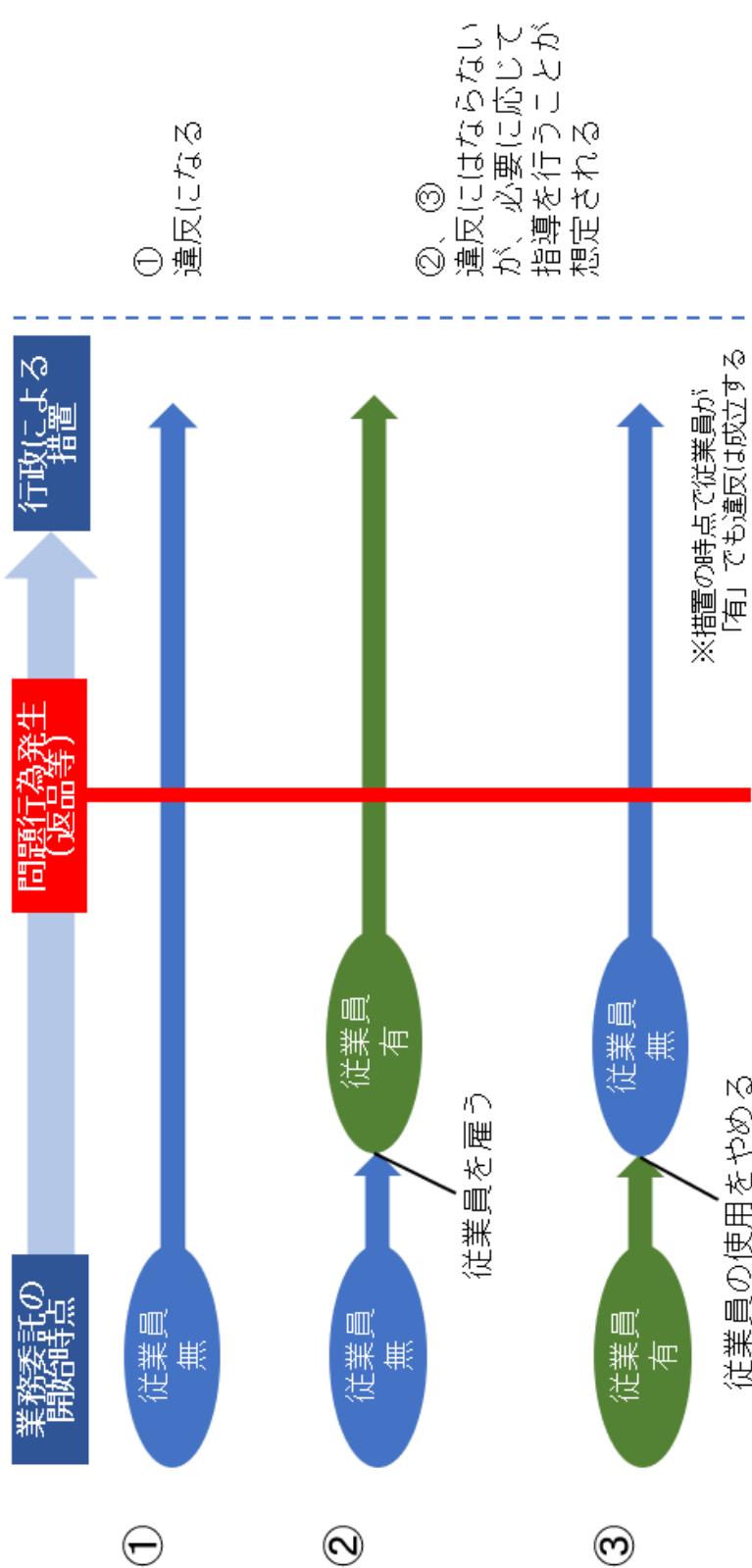
- 第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
 - 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの
- 2～4 (略)
- 5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。
- 6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 個人であって、従業員を使用するもの
 - 二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの
- 7 (略)

従業員の使用の有無の判断時点について

(参考3) 従業員の使用の有無の判断時点について

- 取引する間に逐一従業員の有無を確認することは現実的ではなく、当事者の実務の見地からは業務委託をする時点で確認しあうことから、従業員の有無の判断は業務委託を開始する時点を基準とする考え方を想定。一方、本法規では、組織対個人の格差に基づき不利益を強いられることを踏まえ、問題行為のあるものであるもので是正するもそのであるもので該当する事業者に該当する事業者が特定受託事業者に該当する時点と(1)業務委託を開始する時点と(2)問題行為のあった時点との2つで従業員の反行為の要件としている(つまり、(1)業務委託を開始する時点と(2)問題行為のあった時点との2つで従業員の要件を満たさなければ本法規の違反とはならない。)
- ※行政庁としては、違反を認定できない場合に勧告を行うことはできないが、必要に応じて指導を行うことが想定される。

◆受注事業者における従業員の有無の変動による本法規での扱い



(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 浜口 誠 君

問3（対大臣）日本に居住するフリーランスが、海外の事業者から業務を受託したり、海外に居住するフリーランスが、日本の事業者から業務を受託したりすることもあると考えるが、こうした越境取引は、本法案の適用対象となるか。

越境取引への本法案の適用関係についてお尋ねがありました。

1. 国又は地域をまたがる業務委託については、その業務委託の全部又は一部が日本国内で行われていると判断される場合には、本法案が適用されると考えています。
2. 具体的には、日本に居住するフリーランスが海外に所在する発注事業者から業務委託を受ける場合や、海外に居住するフリーランスが日本に所在する発注事業者から業務委託を受ける場合について、
 - ・委託契約が日本国内で行われたと判断される場合や
 - ・業務委託に基づき、フリーランスが商品の製造やサービスの提供等の事業活動を日本国内で行っていると判断される場合には、本法案が適用されると考えています。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 浜口 誠 君

問4(対大臣) 本法案の第三条において、業務委託事業者は、業務委託をした場合は、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面または電磁的方法で明示しなければならないが、この「その他の事項」とは何か、具体的にお示しいただきたい。フリーランスやフリーランス協会などの要望を踏まえると、契約時に明示すべき内容として、諸経費の扱い、納品・検収方法、支払い条件、契約変更・解除条件、秘密保持、著作権の帰属、損害賠償、やり直し範囲、再委託可否といった内容も、契約条件の明示内容に加えるべきと考えるがいかがか。

本法案第3条の書面等で明示しなければならない「その他の事項」についてお尋ねがありました。

1. 第3条第1項では、発注事業者がフリーランスに業務委託をした場合に、給付の内容等を書面等により明示しなければならないこととしています。
2. 書面等によって明示しなければならない事項としては、現時点においては、法律案に明記されている「給付の内容」、「報酬の額」、「支払期日」のほか、「その他の事項」として、「受託者・委託者の名称」、「業務委託をした日」、「給付の提供場所」、「給付の期日」等の業種横断的な事項を定めることを予定しています。

3. 引き続き、様々な業種の取引実態を踏まえつつ、発注事業者の負担と取引適正化の両面でバランスを取りながら、関係者の意見をよく確認して、具体的な事項を定めてまいります。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 令和5年4月5日 衆・内閣委員会 議事録（抜粋）

○井坂委員 ・・・大臣に伺いますが、今回の法案では第三条の条件明示の項目が少な過ぎるのではないかでしょうか。

○後藤国務大臣 今、先生の方からある程度政府の方針も御説明いただいたわけですけれども、第三条第一項では、発注事業者がフリーランスに業務委託した場合に書面等により明示しなければならない項目が出ておりまして、そのほかに、受託、委託者の名称、業務委託をした日、給付の提供場所、給付の期日等の業種横断的な事項を定めることを予定しております、法定三つに加えて、四つ加えるということで検討をいたしております。

ただ、様々な業種の取引実態を踏まえつつ、引き続き、発注事業者の負担と取引適正化の両面でバランスを取りながら、関係者の意見をよく確認しながら、具体的な事項を定めることしたいというふうに思っております。

(参考2) 本法案の明示事項(現時点の想定)と下請代金法の3条書面記載事項の差分

(黄色ハイライトは「その他の事項」)

記載事項	本法案	下請代金法
発注事業者・受注事業者の名称	○	○(1号)
委託をした日	○	○(2号)
給付・役務の内容	○	○(2号)
給付・役務提供の期日 (期間で役務提供を委託する場合はその期間)	○	○(2号)
給付・役務提供の場所	○	○(2号)
下請代金・報酬の額(算定方法を含む)	○	○(4号)
下請代金・報酬の支払期日 (検査する場合は) 検査完了日	○	○(4号) ○(3号)
支払方法	○	○
(手形支払の場合は) 手形の金額・満期	—	○(5号)
(ファクタリング等での支払の場合は) 金融機関の名 称・支払額・期日	—	○(6号)
(電子記録債権の場合は) 債権の額・支払期日	—	○(7号)
(原材料等を発注者から購入させる場合は) 品 名・数量・対価・引渡期日・決済期日と方法	—	○(8号)
契約の期間	○	—
契約の終了事項	○	—
契約の中途解除の際の費用の取扱い	○	—

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 浜口 誠 君

問5（対大臣）. フリーランス・トラブル110番への相談内容を踏まえると、発注事業者に対する禁止事項として、「作業開始後的一方的な発注取り消し」や「フリーランス側に著しく不利益となる取引条件の一方的な設定」も規定すべきと考えるが、見解を伺う。

発注事業者の禁止事項についてお尋ねがありました。

1. 本法案においては、ご指摘の「一方的な発注取消し」や「取引条件の一方的な設定」について、これを包括的に禁止する規定は置いていません。
2. 一方、「一方的な発注取消し」により、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、発注事業者が特定受託事業者の給付の全部又は一部を受け取らない場合には、本法案第5条第1項第1号で禁止する「受領拒否」に該当し、勧告等の対象となり得ると考えています。



3. 次に、「取引条件の一方的な設定」については、発注事業者が一方的に、通常支払われる対価と比較して著しく低い報酬の額を不当に定める場合には、本法案第5条第1項第4号で禁止する「買いたたき」に該当し、勧告等の対象となり得ると考えています。
4. また、発注事業者が、特定受託事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定する物を強制して購入させる場合には、本法案第5条第1項第5号で禁止する「購入・利用強制」に該当し、勧告等の対象となり得ると考えています。
5. なお、下請代金法においても、ご指摘の「一方的な発注取消し」や「取引条件の一方的な設定」を包括的に禁止する規定はなく、本法案と同様に、「受領拒否」、「買いたたき」、「購入・利用強制」などを禁止することにより、下請取引の適正化を図っているものと承知しています。
6. 本法案を適切に執行し、「一方的な発注取消し」や「取引条件の一方的な設定」による不利益行為のは正に取り組んでまいります。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
 - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
 - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
 - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
 - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(参考2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）

(親事業者の遵守事項)

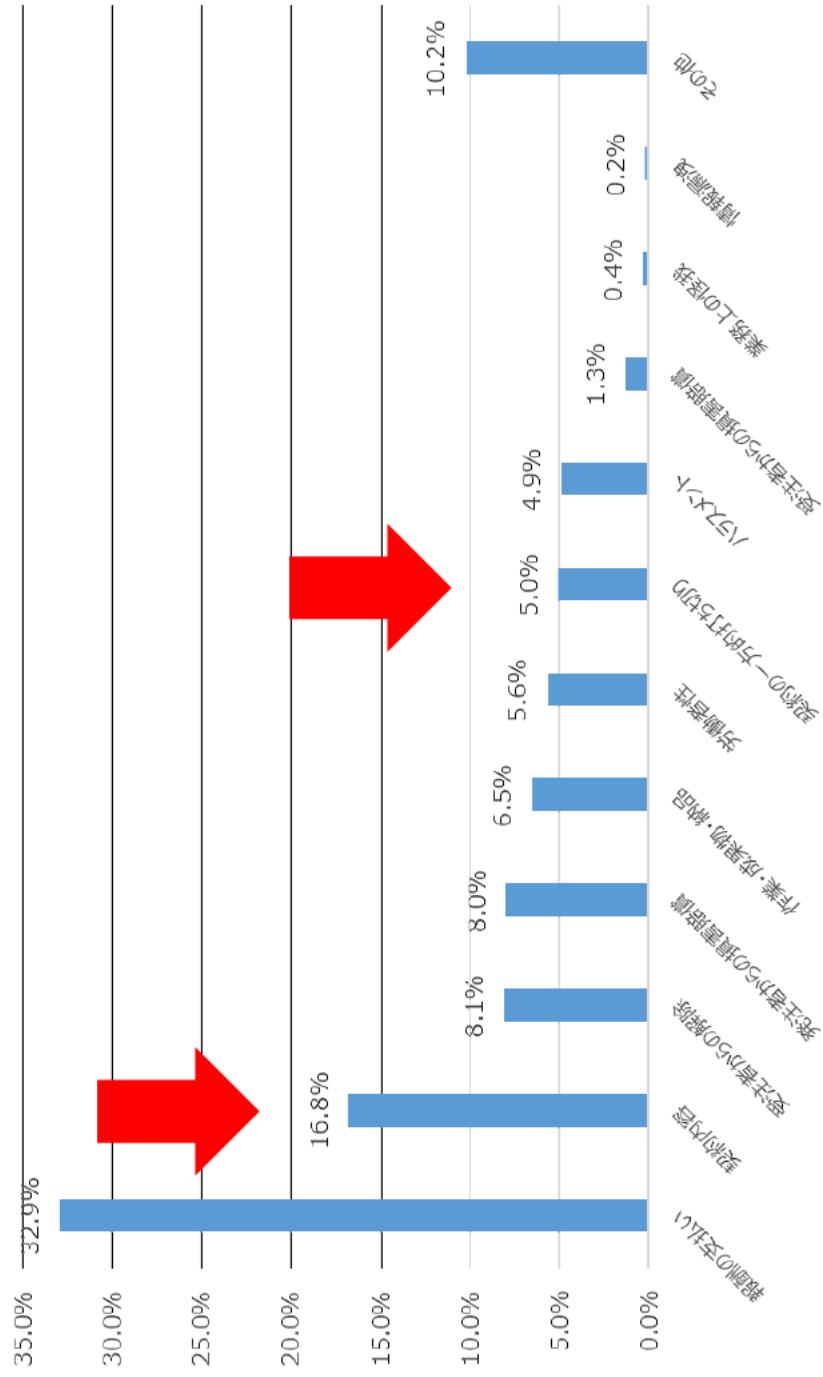
- 第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。
- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わぬこと。
- 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
- 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
- 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
- 六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一～二 (略)
- 三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直せること。

フリーランス・トラブル110番

3. (1) 相談内容

- 「報酬の支払い」や「契約内容」についての相談が約5割。

※N=17,524（令和3年2月～令和5年3月の相談11,701件の相談内容について複数該当有でカウント）



(参考) 「報酬の支払い」：報酬の全額不払い、支払遅延、一方的減額など。

「契約内容」：契約条件が不明確、契約書不作成など。

「作業・成果物・納品」：作業時間、作業内容・仕様の変更、成果物の受取拒否、知的財産権など。

「その他」：和解あっせんの進め方、就業禁止義務、ワーチングヒューマン・システム・評議会方法への苦言、契約更新拒絶など。
発注減少、プラットフォーム・システムへの切替、

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 浜口 誠君

問6. フリーランスが安全や健康を確保して働ける環境の整備に向け、長時間労働を強いる契約の禁止など、安全衛生面での対策を強化すべきと考えるが、見解を伺う。

長時間労働を強いる契約の禁止等、フリーランスの安全衛生面での対策強化についてお尋ねがありました。

1. 本法案では、フリーランスの長時間労働を直接的に禁止する規定は置いていません。
2. 他方、納期までの期間が通常より短い発注を行い、その結果として特定受託事業者が外注すること等を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めた場合には、法案第5条第1項第4号で禁止する「買いたたき」に該当し、勧告等の対象になり得ると考えています。
3. また、議員ご指摘のとおり、フリーランスの方についても、働き過ぎにより健康を害することのないよう配慮することは重要であることから、現在、厚生労働省では、「個人事業者等に対する安全衛生対策の方に関する検討会」を開催し、その中で、フリーランスの方々の作業時間が長時間になり、健康を害することのないようにすることも議論していると聞いています。
4. この有識者検討会における検討結果も踏まえ、厚生労働省において、適切な対応が取られるものと考えています。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 ■■■■■ 携帯 ■■■■■

参考のみ続く

(参考1) 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」(同法第1条)ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきた。

なお、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下でのデリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところである。

一方、令和3年5月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、同規定に係る11の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和4年4月に公布されたところである。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会では、労働安全衛生法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきか、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

また、これまで労働安全衛生法の対象としてきていない個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が多く発生している状況にある。

こうしたことから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 個人事業者等に関する業務上の災害の実態に関すること
- (2) 個人事業者等の災害の実態を踏まえた災害防止対策のあり方に関すること
- (3) 個人事業者自らによる安全衛生確保措置の必要性及びその促進に関すること
- (4) 個人事業者等に関する業務上の災害の把握・報告等に関すること
- (5) 個人事業者や中小企業の安全衛生水準の向上のための支援等に関すること。
- (6) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙の参考集者により構成する。

- (2) 本検討会には座長を置き、議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じて、別紙の参考者以外の者を参考することができる。
- (4) 本検討会は、必要に応じて、関係者からヒアリングを行うことができる。

4 その他

- (1) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部において行う。

(参考2)

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会収集者名簿

青木 富三 雄	(一社) 住宅生産団体連合会環境・安全部長
大木 勇 雄	(一社) 建設産業専門団体連合会副会長
小野 秀昭	(株) 運輸・物流研究室取締役フェロー
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
白下部 治	東京工業大学名誉教授
小菅 元生	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長 (～第6回検討会)
清水 長	陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部朝霞分会長
鈴木 重也	(一社) 日本経済団体連合会労働法制本部長
高山 典久	(一社) ITフリーランス支援機構代表理事
田久 智	全国建設労働組合総連合労働対策部長
出口 和則	(一社) 全国建設業協会労働委員会委員
土橋 律	東京大学大学院工学系研究科教授
中村 昌允	東京大学工学系研究科非常勤講師
本多 敦郎	(一社) 日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所教授
山脇 義光	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長 (第7回検討会～)

(50音順)

(参考3)

第10回「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」

資料3より抜粋

論点（案）

（3）個人事業者等に対して健康リスクを生み出す者等による措置のあり方

【長時間の就業による健康障害の防止】

＜発注者等から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合※の対応＞

※以下に掲げるような特定のケースで働く個人事業者等を想定

- ①発注者等が1日に配達すべき荷物量を指定するなど、発注者等が、日々の業務量を具体的に管理・指定しているようなケース
- ②映画の撮影現場のように、個人事業者側で業務量や業務時間を自由にコントロールできないようなケース
- ③個人事業者等が、発注者等の事業場に常駐して、発注者等の労働者や他の個人事業者等と共同で一つのプロジェクトに従事するなど、個人事業者側で業務時間を自由にコントロールできないケース

- 個人事業者等に仕事を発注する者又は当該仕事を管理する者（プラットフォーマーも含む。以下「発注者等」という。）から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合も考えられるが、そのような場合に個人事業者等の就業時間が長時間になりますに、発注者等に対してどのようなことを求めることを考えられるか。**長時間就業による健康への影響を防ぐ観点から、安全衛生を損なうような長時間就業とならないような配慮はどうか。**

※ 労働安全衛生法第3条第3項は「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないよう配慮しなければならない。」と規定して請負契約の発注者に安全衛生の確保のための必要な配慮を求めている。

- 個人事業者等の就業時間が特定される場合において、就業時間が長時間になってしまった個人事業者等の健康を守るために発注者等に対してどのようなことを求めることができるか。個人事業者等から求めがあつた場合に、医師による面接指導を受け機会を発注者が提供することについて、どう考えるか。

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 浜口 誠 君

問7（対大臣）フリーランスは、保護具など安全衛生に必要な準備を自ら購入したり、労災保険の保険料を自己負担したりしており、こうした必要な経費を勘案した上で、報酬額を定めるべきと考えるが、見解を求める。

フリーランスの報酬額についてお尋ねがありました。

1. 安全衛生や保険に係る経費を、報酬額に含めないこと自体は、直ちに本法案の規定に違反するものではありません。
2. ただし、報酬額の交渉時に、特定受託事業者であるフリーランスから、必要とされる経費を勘案した上で報酬額を定めるよう求められたにもかかわらず、発注事業者が、十分な協議をすることなく、通常支払われる対価と比較して著しく低い額の報酬の額を一方的に定めたような場合には、本法案第5条第1項第4号で禁止する「買いたたき」に該当し、勧告等の対象となり得ると考えています。



3. 本法案の内容をしっかりと周知するとともに、本法案を適切に執行することにより、「買いたたき」に該当するような報酬額の設定などの不利益行為のは正に取り組んでまいります。

また、施行までの間に、公正取引委員会等が策定する運用基準等において、「買いたたき」の考え方を含め、どのような行為が禁止行為に該当するのか、その考え方を明確化していくことを予定しています。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
- 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 浜口 誠 君

問8（対大臣）フードデリバリーのプラットフォーム事業者など、仲介事業者に係る規制は盛り込まれていないが、仲介事業者の責任や業規制について、関係法令の改正が必要と考えるが、見解如何。

仲介事業者の責任や業規制についてのお尋ねがありました。

1. 本法案においては、

- ・ 仲介事業者が、単に発注事業者とフリーランスとの間の業務委託契約をあっせんしている場合には、契約形態上は「業務委託契約」に該当しませんが、
- ・ 契約形態だけでなく、①委託内容への関与の状況、②金銭債権の内容・性格、③債務不履行時の責任主体等の取引実態を総合的に判断した結果、実質的にその事業者が「業務委託」を行っていると評価できる場合には、本法案における規制対象である「特定業務委託事業者」に該当することとなります。

2. 内閣官房が実施したフリーランス実態調査によれば、「仲介事業者が報酬や業務内容などの条件を決めているが、一方的に条件を変更された」とのトラブルが約5割を占めています。

3. このような実態も踏まえながら、仲介事業者が「業務委託」を行っていると判断できる場合には、本法案を適切に執行し、フリーランスの取引適正化を図ってまいります。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

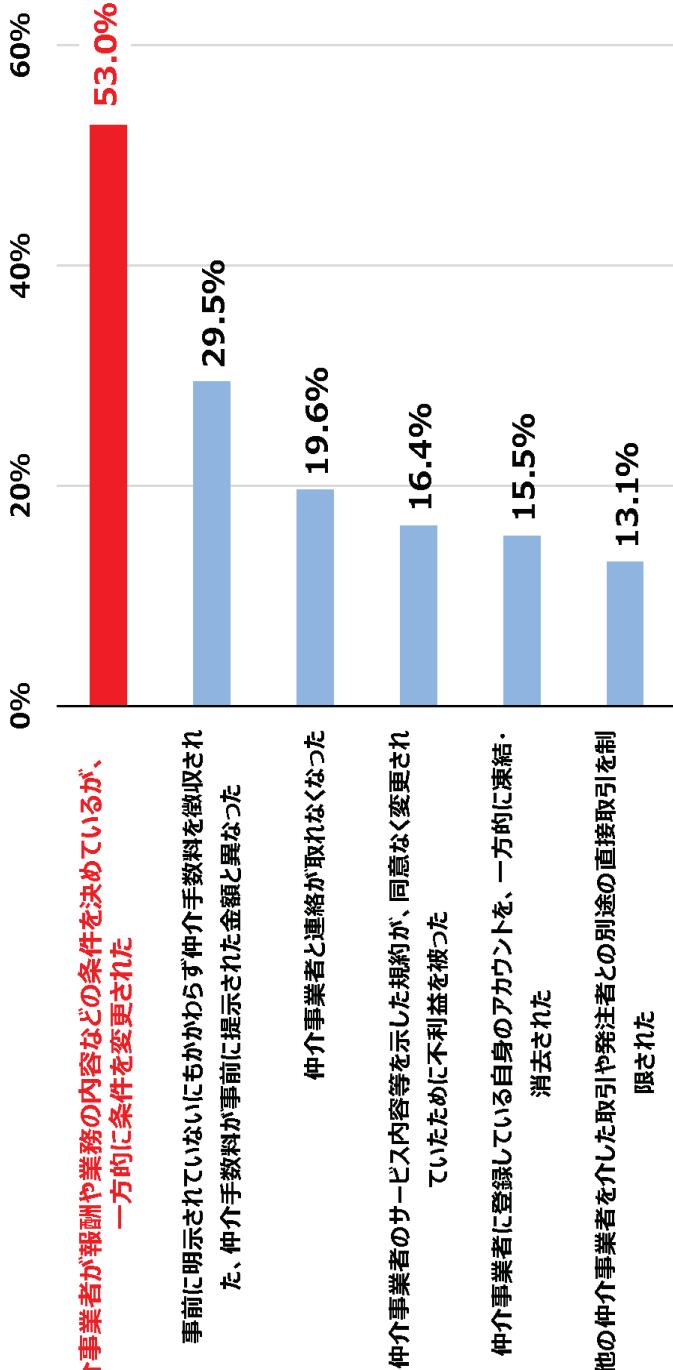
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 仲介事業者とのトラブルの内容

仲介事業者とのトラブルの内容

取引状況
(仲介事業者との関係)

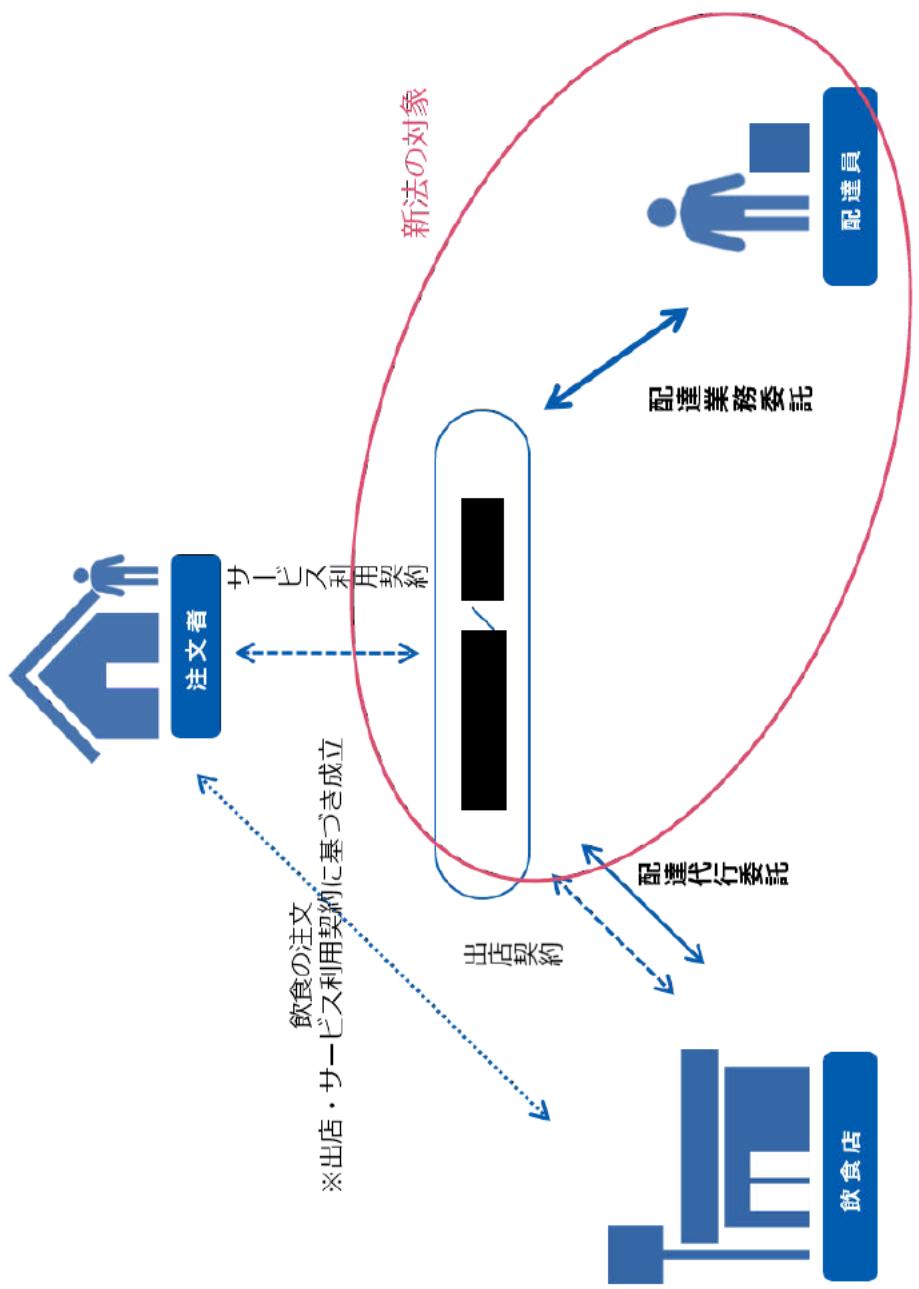
- 仲介事業者とのトラブルの内容としては、「仲介事業者が報酬や業務の内容などの条件を決めているが、一方的に条件の変更された」が5割。



(n=336)

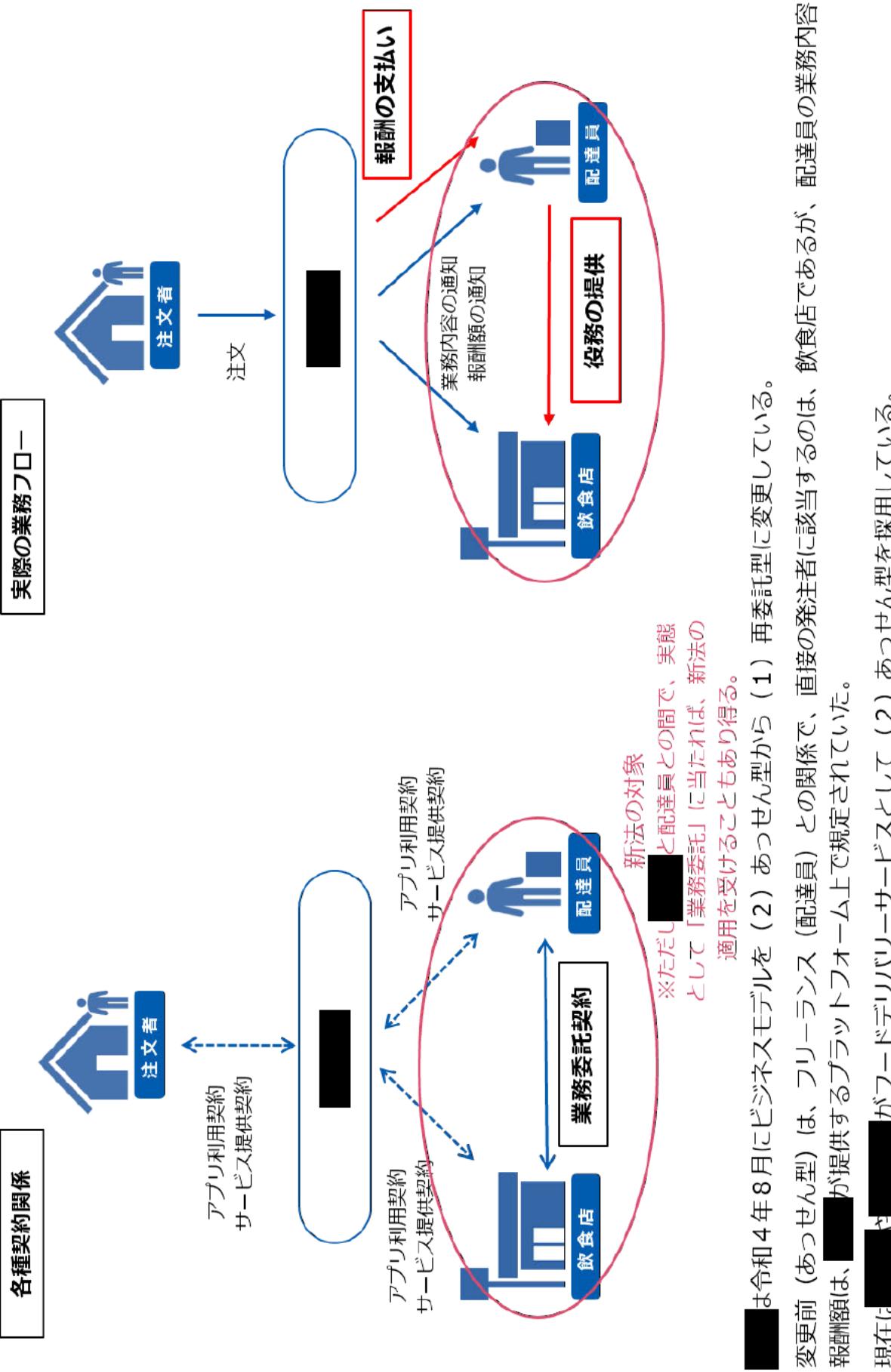
(注) 「これまでに経験した仲介事業者との間のトラブルについて当てはまる項目をすべて選択してください。」(複数回答可) という設問への回答のうち上位5項目を集計。

仲介事業者に係る取引類型について（1）再委託型フードデリバリーの例



- ・ 配達員（特定受託事業者）との関係で、直接の発注者に該当するのは、■■■（（1）再委託型に相当）
 - ・ そのため、■■■／■■■と配達員とは、発注者が「特定受託事業者」に委託する場合として、本法案の規制対象となる。
- ※ ■■■と配達員の関係について、配達業務委託ではなくアルバイト（雇用）のケースもあり、その場合は本法案の対象外。
- ※ 飲食の発注契約に関しては、■■■は、注文者と飲食店との仲立となる（契約当事者とならない）

仲介事業者に係る取引類型について（2）あっせん型フードデリバリーの例



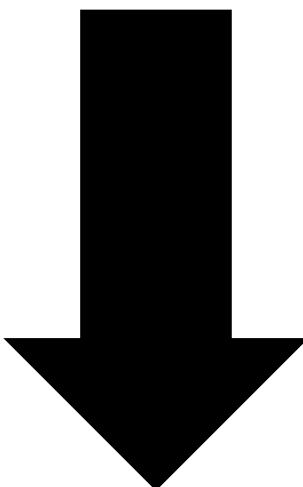
(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 浜口 誠 君

問9（対大臣）. フリーランスは、委託事業者が本法案に違反した場合、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省に申し出て、適当な措置を求めることができるが、ハラスメント等の被害を受けたフリーランスが安心して申出ができる環境をどう作っていくか。また、事実認定に異議がある場合について、具体的にどのように対応するのか、見解を伺う。

フリーランスが行政機関に安心して申し出ることができる環境整備等についてお尋ねがありました。

1. 本法案では、発注事業者は、ハラスメント対策として、フリーランスからの相談に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととしています。



2. また、発注事業者がハラスメント対策を講じていないとして、フリーランスが厚生労働大臣に申出をしたことを理由として、発注事業者がフリーランスに不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、これに違反した場合には、厚生労働大臣が指導・勧告等を行うことができるとしています。

こうした制度をしっかりと周知することにより、フリーランスが安心して申出ができる環境を整備してまいります。

3. 実際にフリーランスから申出があった場合には、都道府県労働局において、関係者から事情を聴取し、法違反の有無を確認します。

また、発注事業者が講じた対策に係る都道府県労働局の事実認定については、フリーランスの方々に異議がある場合も含め、当該事実認定に至った理由等について丁寧に説明してまいります。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化
法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化

(申出等)

第六条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第三章 特定受託業務従事者の就業環境の整備

(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等)

第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に関して行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者（その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
 - 二 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動によりその者の就業環境を害すること。
 - 三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が前項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に

事実を述べたことを理由として、その者（その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(申出等)

第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(勧告)

第十八条 厚生労働大臣は、特定業務委託事業者が第十二条、第十四条、第十六条又は前条第三項において準用する第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、その違反を是正し、又は防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令等)

第十九条 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告（第十四条に係るものを除く。）を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。
- 3 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告（第十四条に係るものに限る。）を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告及び検査)

第二十条 厚生労働大臣は、第十八条（第十四条に係る部分を除く。）及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。

第四章 雜則

(指導及び助言)

第二十二条 公正取引委員会及び中小企業庁長官並びに厚生労働大臣は、
この法律の施行に関し必要があると認めるときは、業務委託事業者に
対し、指導及び助言をすることができる。

(対後藤大臣)

4月21日 参・本会議 浜口 誠 君

問10(対大臣) 公正取引委員会や労働基準監督署等の体制強化をどのように進めるのか。併せて、本法案の趣旨や本法に違反する事案等を、十分に周知、広報していくことが重要と考えるが、今後の具体的な対応を伺う。

本法案の執行体制や周知・広報についてのお尋ねがありました。

1. 本法案の適切な執行に向けては、例えば、特定受託事業者が本法案に基づく対応を希望した場合に、必要な情報共有を行うなど、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の間の連携強化を図るとともに、今後必要な人員及び体制の確保に努めてまいります。

2. さらに、本法案の適切な執行に向けては、議員ご指摘のとおり、本法案の趣旨や内容を十分に周知・広報していくことが重要です。

このため、事業者団体等を通じた周知、動画配信による周知に加えて、関係者への説明会、パンフレットの配布、関係省庁のウェブサイトやSNSへの掲載など、様々な方法で、広く国民に対する周知・広報に取り組んでまいります。



3. なお、ご指摘の労働基準監督署については、労働者性が認められるフリーランスの方々の保護を図るため、引き続き、労働者性の判断が的確に行われるようになるとともに、労働基準関係法令違反が認められる場合には、厳正に監督指導が行われるよう、厚生労働省において適切に対応することが重要であると考えています。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 令和5年4月5日 衆・内閣委員会議事録（速記録
抜粋：執行体制、ガイドライン関係）

○岩谷委員 ・・・ そうすると、こういう申出が今回の法案成立によって急激に増えていくという事態も想定されるわけですけれども、そうすると業務がパンクするんじゃないかというようなことも思うんですが、これは体制整備をしっかりとしていただきたいと思いますけれども、大丈夫ですかね。

○岩成政府参考人 お答えいたします。施行体制についてのお尋ねでありますけれども、所管省庁である公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省において、地方組織を含め十分な体制を整備するなど、今後、必要な人員及び体制の確保に努めていくとともに、所管省庁同士の連携を高めて、指導や勧告などを適切に行えるように施行までに準備を進めたいというふうに思っております。

また、違反行為の未然防止のための取組を推進することも重要であると考えております。まず、施行までの間に本法案の内容を周知することと、それから、関係者の意見を広く聞いた上でガイドライン等を作成するとともに、発注事業者において取引慣行の改善を図ることも重要でありますので、必要に応じて、業所管省庁とも連携して、各業界団体を通じたフリーランス取引の適正化に向けて働きかけるなど、違反行為の未然防止にもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

(参考2) 令和5年4月5日 衆・内閣委員会議事録（速記録
抜粋：周知関係）

○國重委員 ・・・ 例えば、これだけを見れば法案の内容は全部理解できるというような分かりやすい動画を、広報の専門家など外部の力もかりながら作成をする、それを役所のホームページのトップに載せたり、検索したらすぐ出てくるようする、こういうことも大事になるかと思います。内容、手段、いずれも工夫をして、本法案の周知に力を入れていた
だきたいと思いますけれども、今後の具体的な取組について、後藤大臣にお伺いします。

○後藤国務大臣 本法案は、いわゆるフリーランスの方々に業務委託を行う発注事業者に対して書面交付の義務を課すこと等によりまして、フリーランスに係る取引の適正化等を図るものでございます。これらの義務を実効的なものとし、フリーランスの方々を適正に保護するためには、施行までの間に、この法律の趣旨、内容について十分な、必要があるというふうに考えております。このため、議員御指摘の、事業者団体等を通じた周知や動画配信による周知に加えて、関係者への説明会、パンフレットの配布、関係省庁のウェブサイトやSNSへの掲載など、様々な方法で、広く国民にとって分かりやすいものとなるようにしっかりと周知活動を行ってまいりたいと存じます。